

## ロシア知的財産ニュースレター

### 2019 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2019 年度内に 2 回発行する予定です。

#### 第 1 部

##### 税関登録制度及び並行輸入をめぐる紛争の最新事情

知的財産裁判所は、2019 年 9 月 2 日付で商標権侵害に関連する事件第 A41-55568/2017 号について判決を下した。原告（商標権所有者）は、自社商標、具体的には以下の商標第 708041 号が付された製品を権利者の許可なくロシアに輸入した企業を提訴した。



商標第 708041 号

原告は、製品を差押え、廃棄することを要求した。被告はこれに異議を申し立て、ロシア連邦憲法裁判所の 2018 年 2 月 13 日付の判決第 8-II 号に記載された、並行輸入業者を製品の廃棄から保護する旨の法的意見を引用した。

知的財産裁判所は、この事件について検討し、ロシア連邦憲法裁判所の法的意見が適用されないと判示した。この事件において、被告は、製品の独創性を示す証拠を提出できず、さらに、税関申告書に別のメーカー名を記載した。したがって、製品を廃棄したことは適法であった。

##### 知財に関する紛争解決に関係する最新の實務

###### 特許：

知的財産裁判所の最高会議は、事件第 C И П -422/2018 号における 2019 年 6 月 3 日付の判決において、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条の 2(1)に従い、同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国（同盟国であるか否かを問わない）において同一の発明について取得した特許から独立したものとされると述べた。多くの国々の特許法は、さまざまな点で異なっており、したがって、一国における特許の取消しは、他国における特許の取扱いに法的効果を及ぼさない。

###### 商標：

###### 1.

知的財産裁判所の最高会議は、事件第 C И П -448/2018 号における 2019 年 3 月 7 日付の判決において、法律に基づく商標に対する保護の付与に対する異議申立てを却下した連邦知的所有権行政局（Rospatent）の決定に対する無効請求を認容した。

文字部分「EL Tentador」と図形要素としての雄牛の様式化された画像で構成される複合商標が競合する商標として登録されていた。Rospatent は、競合する商標と出願人の商標と

を比較し、「EL Tentador」という文字がこの商標の支配的な要素であるため、商標間に類似性はないと結論付けた。Rospatent は、雄牛の画像がスペインを連想させ、多くの商標で使われているため、商標のこの要素には識別性がないと述べた。

Rospatent の決定を棄却した知的財産裁判所の最高会議は、係争商標が外国語の単語で構成されているため、商標のこの要素をロシアの通常の消費者が認識するのは困難だと述べた。通常の消費者は、明らかな意味を有する図形要素に注意を払うため、図形要素が比較される商標の支配的な要素である。したがって、知的財産裁判所の最高会議は、同一の商品について商標が登録されており、比較される商標の図形要素が類似しているため、二つの商標が混同を生ずるほど類似すると判断した。



出願人の商標

競合する商標

## 2.

知的財産裁判所の最高会議は、事件第 A40-252016/2018 号における 2019 年 6 月 18 日付の判決において、出願人が権利所有者の同意なく商標を付した商品を商業化した場合、その行為について管理責任を負うことを確認した。

第一審裁判所は、税関当局の要請に応じ、国際サッカー連盟 (FIFA) の商標に類似する商標が表示された卓上ゲームを倉庫に保管してい

た行為についてその企業を処罰した。同裁判所は、模倣品を販売する目的で保管していた行為が、模倣品を販売した場合と同じように罰せられなければならないと述べた。

### 実用新案：

知的財産裁判所の最高会議は、事件第 A40-79454/2018 号における 2019 年 7 月 29 日付の判決において以前の判決を取消し、再審理を行うよう事件を差し戻した。

複数の新興企業が、原告に帰属する実用新案を使用した企業に対する訴訟を提起した。調査の結果、原告の実用新案が被告の商品に使用されていたことが確認された。それでも、被告は、その実用新案に対する先使用権があると述べた。下級裁判所は、被告の主張を認容し、請求を却下した。

知的財産裁判所の最高会議は、ロシア連邦民法第 1361 条第 1 項に基づき、実用新案の優先日より前に創作者とは独立して着想した同一の解決手段をロシア連邦領域内において善意で使用していたか又は当該使用のために必要な準備を行っていた者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、当該解決手段を更に無償で使用する権利(先使用権)を有すると述べた。自らに先使用権があることについては被告の側に立証責任がある。さらに、裁判所は使用範囲を決定しなければならない。しかしながら、先使用権に関する被告の陳述に原告が反論しなければならないと下級裁判所が判断したことは誤りであった。

### 意匠：

#### 1.

知的財産裁判所の最高会議は、事件第 C И П -461/2018 号における 2019 年 3 月 1 日付の判決において、意匠の国家登録を却下した Rospatent の決定を無効とした。

英国に本拠を有する企業が、ラベルの図柄を意匠として Rospatent に登録出願した。Rospatent は、意匠が通常の消費者に誤認を生じさせると述べ、出願を却下した。ラベルの意匠要素はジョージアを連想させるため、そのラベルが対象とする商品も消費者の意識の中で産地としてのジョージアを連想させる。ところが、出願人はジョージアを本拠としていない。

知的財産裁判所の最高会議は、出願人の所在地が、通常の消費者の誤認を生ずるどうかの判断に影響を及ぼすものではないと判示した。係争意匠には、生産が確立された日又は製造者のものではないような賞の画像が含まれていない。したがって、出願を拒絶する法的根拠は存在しなかった。



係争意匠

## 2.

知的財産裁判所の最高会議は、事件第СИП-380/2018号における2019年4月19日付の判決において、意匠の本質的特徴が、特許された意匠が使われている実際の製品から視覚的な印象を除外した特許証に記載されている製品の画像の外観に基づいて判断されると判示した。

意匠の保護範囲を決定する最初の要素は、特許証に記載されている製品の画像である。意匠により保護されるのは製品の外観であるため、

製品の画像が伴わないまま、本質的特徴の一覧が独自の重要性を有することはあり得ない。第一審裁判所は、事件を審理し、審理のために当事者により提出された実際の製品を調べた際に、これらの特徴が登録証においてどのように提示されているかを考慮に入れなかった。この方法は合理的ではない。

## 知的財産裁判所の活動の最新事情

ロシア連邦商工会議所は2019年4月22日～26日に、「知的財産 - 21世紀」という題名の国際フォーラムを開催した。そこでは次の問題が議論された。

- デジタル時代における著作権の経済学
- 知的財産法と独占禁止法
- 商標保護をめぐる諸問題
- 製薬分野における知的財産保護
- 統合構造（持株企業）における知的財産管理の最適化
- 海外における特許取得及び商標登録の著しい特徴
- デジタル市場 - デジタル経済法におけるサービス、実務、イノベーション
- 法律に基づく地域ブランドの保護及び振興は、経済発展のための極めて重要な資源である。

知的財産裁判所の諮問委員会は、関連する商品又は役務の類似性の評価に関するフォーラムの公開セッションを2019年4月25日に開催した。参加者は、類似の製品、原材料、スペアパーツの評価基準、どの問題が法律問題であり、どの問題が事実問題であるか、に取り組んだ。知的財産裁判所の裁判官、世界及びロシアの科学界の代表者、行政当局、弁護士、及び経済界の代表者たちがイベントに出席した。

## 関税同盟導入後における税関による実際の取締及び規制の変化

### 1.

Rospatent と連邦税関局とが 2019 年 6 月 6 日に情報協力協定に署名した。同協定の目的は、ロシア連邦法により規律される税関と知的財産との関係に関連する国際条約に基づく責務を果たし、こうした関係に関連するユーラシア経済連合法の命令を遂行するために協力関係を構築し、情報を交換することである。連邦税関局は、協定に従い、Rospatent により登録された知的財産に関する情報を受け取るものとする。その一方、Rospatent は、税関知的財産登録簿及びユーラシア経済連合税関データベースの情報、つまり知的財産を含む商品に関する行政犯罪統計を受け取るものとする。

### 2.

ユーラシア経済委員会は、2019 年 9 月 2 日付の決定第 148 号において、統一税関知的財産登録簿の作成、管理、及び使用に関する包括手続を実施する場合のユーラシア経済連合加盟国の税関当局間における情報協力手続を定めた。包括手続を実施する目的は、統一税関知的財産登録簿情報を用い、ユーラシア経済連合加盟国の税関当局による効果的な知的財産権保護を提供することである。

ユーラシア経済委員会の決定は、統一税関知的財産登録簿の作成、管理、及び使用に関する包括手続を実施するための電子文書、手法、構造、情報の使用について定めている。包括手続に参加する期間は、決定の発効日（2019 年 10 月 5 日）から 9 か月を超えないものとする。

### 3.

2019 年前半に解放された商品に関連する税関当局による活動の成果が連邦税関局の公式ウェブサイト公開された。

-2019 年前半における商品の解放後の税関当局の監査活動の結果によれば、国家の経済的利益への損害は 95 億ルーブルに達する。

-1,010 件の税関監査が行われ、その有効性は 95%に達する。税関監査件数は、前年同期比で 32%減少した。

-税関による取締措置の過程で、3,139 名の監査対象者の活動による 9,000 件を超える違反が摘発された。2,449 件の行政訴訟手続と 111 件の刑事訴訟手続が開始された。

-60 億ルーブルに達する関税、罰金、反則金が連邦予算に繰り入れられた。

-税務当局との協力による 354 件の監査を含む 1,287 件の監査活動を他の国家当局と協力して実施した。この活動に合わせて、税関当局は自らが被った 56 億ルーブルに達する損害を摘発し、924 件の行政訴訟手続と 56 件の刑事訴訟手続を開始した。

-税関当局は、商品に対する管理（識別）商標添付義務の履行管理に関する 154 件の監査措置を他の国家当局と協力して実施した。300 キログラムを超える密輸品を差し押さえた。税関及び他の国家当局は、32 件の行政訴訟手続と 2 件の刑事訴訟手続を開始した。

### 4.

ロシア連邦では商品のマーキングのための追跡情報システムの導入プロセスが継続されている。

- i. 2019 年 2 月 28 日付のタバコ製品手段の、同一手段を用いたマーキング及び流通のモニタリングに関する規制の承認に関するロシア政府の決議第 224 号に従い、タバコ販売店及びタバコメーカーの Chestny ZNAK 全国追跡システムへの登録が 2019 年 3 月 1 日に義務付けられた。マーキングの

ない製品の解放が2019年7月1日から停止された。

日からマーキングの貼付が義務化された点に留意する必要がある。

- ii. 2019年3月14日のロシア政府政令第270号に従い、製品のマーキングのための追跡情報システムが2019年6月1日から全国統一 Chestny ZNAK 追跡システムに移行した。
- iii. 2019年7月5日の履物の、同一手段を用いたマーキング及び流通のモニタリングに関する規制の承認に関するロシア政府の決議第860号に従い、履物産業の経済的代理店の登録が2019年7月1日に開始されたマーキングコード発行の登録装置へのアクセスの提供とともに、自発的なマーキングの開始、追跡システムへのデータの送信及び売れ残った履物の在庫へのマーキングが2019年10月1日から開始された。
- iv. ロシア連邦では、2019年6月11日の「同一の手段を用いた新規空気圧式ゴムタイヤ及びタイヤケーシングに対する商標の実験的添付の実施に関する」ロシア政府決議第753号に基づき、新規空気圧式ゴムタイヤ及びタイヤケーシングに対するマーキングの試験的貼付が2019年6月20日から2019年11月30日まで行われた。この実験は、模倣空気圧式ゴムタイヤ及びタイヤケーシングの流通を防ぎ、空気圧式ゴムタイヤ及びタイヤケーシングの製造及び流通に関する法律の改正案を起案する目的でこれらの商品へのマーキングの完全性と十分性をテストするために行われた。2018年4月28日のロシア政府決議第792-p号に従い、「新規空気圧式ゴムタイヤ及びタイヤケーシング」商品グループが、2019年12月1

### 知的財産保護分野における内務省の活動

2019年1月から7月までに著作権及び関連する権利に対する侵害に関連する418件の犯罪が摘発された。そのうちの417件が大規模又は特に大規模に実施された。

### 知的財産保護分野における連邦消費者権利及び福祉監督庁 (ROSPOTREBNADZOR) の活動

Rospotrebnadzor は、名称が医薬品のものと同一又は混同を生ずるほど類似する栄養補助食品の監査を2019年8月に実施した。

Rospotrebnadzor は、現時点において、ユーラシア経済連合加盟諸国におけるこれらの栄養補助食品の差押に関連する決定に関するユーラシア経済委員会への提言案、並びに関税同盟の技術的規則の改正案を起案している。改正の目的は、名称が医薬品のものと同一又は混同を生ずるほど類似する栄養補助食品の登録を確実に禁止することである。

これらの栄養補助食品の差押は、栄養補助食品の製造者による医薬品名の不正使用の問題を解決するものとなる。

### インターネット上で頒布される知的財産権を侵害する商品に取り組む方法

#### 1.

知的財産裁判所の最高会議は、事件第СИП-630/2018号における2019年3月28日付の判決において (web-archive.org の) インターネットアーカイブのウェブページが訴訟の際に利用できる正当な証拠であると述べた。

#### 2.

知的財産権裁判所の最高会議は 2019 年 3 月 14 日、事件第 F70-9233/2016 号における判決において、ロシア連邦法の下で、別なウェブサイトへのリンクを自らのウェブサイトには貼る行為により知的財産権侵害が発生する場合、その行為者が情報媒介者であるとみなされると宣言した。

## 知的財産保護分野における連邦反独占庁の活動

### 1.

連邦反独占庁（「FAS」）は 2019 年 8 月 26 日、不公正競争に関する申立てが識別手段に対する排他権の取得及び使用に関連する場合について明確にするための意見書を作成した。FAS は、この類型の事件における知的財産裁判所の実務を分析し、その結果に基づき、商標に対する排他権を取得し、使用するための権利所有者（被告）による行為を不正競争行為であると認定するための条件として次の事実を特定しなければならないと述べた。

- 第三者が係争中の商標を使用していたこと、及び被告が商標の優先日前におけるそのような使用について認識していたこと、
- 商標登録時に被告と原告との間に競争関係が存在していたこと、
- 原告の活動に関連して顧客に知られている商標を使用した結果として、原告を害し、商品市場から排除し又は不当利益を受け取る意図が被告に存在したこと、
- 係争中の商標の使用を中止するよう要求したことにより、原告に損害を与えたか又は損害を与える可能性があったこと。

被告の活動についてこれらの事実の一つでも証明されない場合、被告の行為は不正競争行為であるとみなされない。したがって、上記の事実全てを特定する必要がある。

### 2.

ロシア連邦最高裁判所は、Eksmo Publishing House の行為に不正競争の徴候が存在すると認めた FAS 及び下級裁判所の結論に同意した（2019年6月14日付の事件第 A40-50338/2018号における判決）。

ロシア最大の出版グループである Azbooka-Atticus は、2012 年以降、World Classics という題名の書籍をシリーズで出版しており、同シリーズは表紙の意匠と書籍を識別するためのその他の要素を有していた。

Eksmo Publishing House は、World Literature という題名の書籍をシリーズで発行していた。2016 年に開発された表紙の外観及び意匠は、World Classics シリーズの外観を模倣している。

異なる企業が出版する書籍の類似の意匠は、書籍市場における混同を生じかねない。FAS は、Eksmo Publishing House の行為が、「競争の保護に関する」連邦法第 14.6 条第 2 項の規定に違反すると認定した。



Azbooka-Atticus Publishing Group による書籍の意匠



Eksmo Publishing House による書籍の意匠

## 知的財産保護分野における ROSPATENT の活動

### 1.

2019年7月に、Rospatentの下部機関である軍事、特殊又は二重目的の知的活動の成果を法律に基づいて保護するための連邦政府機関に知的財産を評価するための新たなセンターが設置された。主な設置目的は、知的財産の公正な価値を判断するための統一的な手法を開発し、中小企業向けの融資を知的財産権により担保することで信用機関からの信用度を高める目的で評価専門家と知的財産権管理専門家の資格を改善することである。

### 2.

ロシアのウラジミール・プーチン大統領は2019年7月26日、連邦法第230-FZ号に署名した。これは、地域ブランドを振興し、知的財産の新たな独立した対象、すなわち「地理的表示」をロシア連邦民法に導入することを目的としている。同法のもとで、地理的表示とは商品特定するための名称である。これは、商品の特性に著しく影響を及ぼす生産の少なくとも一つの段階が原産地の地理的区域内で行われていることを条件として、その特徴がその商品について使用でき、原産地をおおむね連想させるものである。地理的表示は、Rospatentにより行われる国家登録に基づいて許可され、保護される。ブランドは、個人、法人、団体、及び組合により登録できる。地理的表示に対する排他権は、Rospatentへの出願の提出日から10年間付与される。同法は2020年7月26日に施行される。

Rospatentではロシア連邦法に関連して次のことを計画している。

- i. 商品の原産地名称と地理的表示について公衆に知らせること、

- ii. 地理的表示が登録されているロシア商品に貼り付けるシンボルマークを作成すること、

- iii. 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン制度へのロシアの加盟に備えること。

### 3.

3Dモデル及び電子特許に関する「ロシア連邦民法第4法典の改正に関する」法案が2019年8月12日に下院に提出された。これにより、著作権所有者が電子形式で特許を取得し、また、知的財産を登録する際に三次元(3D)モデルを資料に添付することも可能になる。法案では、秘密発明の特許を除き、セキュリティ文書を電子形式で発行する一方、出願人がそれをハードコピーで受け取る選択肢を維持することを提案している。

Rospatentの長官であるGrigory Ivlievは、Rospatentの積極的な関与により起草された法律についてコメントし、Rospatentの技術的能力により、法案の規定を直ちに実施でき、Rospatentは電子特許をデジタルで付与する準備が完全にできており、既に10か所のエンジニアリングセンターにおいて3D-モデル比較システムのテストを行ったと述べた。

### 4.

Rospatentの2019年7月の成果がRospatentの公式ウェブサイトで公開された。

- ・ 商標出願の平均審査期間が2019年7月に短縮された。国内手続に基づく平均商標審査期間が第2四半期の初めには6か月を超えていたにもかかわらず、最初の7か月が経過した後に5.78か月に短縮された。Rospatentは審査の質を維持しながら、知的財産の全ての対象についてその審査期間が短縮される趨勢に対応できた。

- ・ 全種類の知的財産の審査期間が短縮された。このため、Rospatent によるコンピュータソフトウェア又は集積回路の回路配置の登録出願の審査期間は現在 2 週間強 (0.45 か月) にとどまり、これは昨年の 3 分の 1 である。実用新案登録出願の審査期間は 1 か月半強となった。この期間は、わずか 1 年前には 3 か月以上、つまり 2 倍であった。意匠出願の審査期間は 4.5 か月に短縮された。また、最も複雑な対象である発明については、2019 年 7 月の平均審査期間はわずか 6.14 か月であった。
- ・ また、Rospatent では、原産地呼称及び商標の登録出願の活発な伸びを記録した。ロシアの出願人からの商標の出願件数は前年同時期比で 19% 以上増えた。2019 年の 7 か月間の登録商標の数は前年同期比で 24% 増えた。

## 第 2 部

本報告書のこの部分では、知的財産のさまざまな問題を規制するロシア連邦民法第 4 法典の適用に関するロシア連邦最高裁判所の新たな判決について、より詳細に取り上げる。

ロシア連邦最高裁判所の全体会議は 2019 年 4 月 23 日、「ロシア連邦民法第 4 法典の適用に関する」ロシア連邦最高裁判所の全体会議決定第 10 号 (決議第 10 号) を採択した。

決議第 10 号は、同号に類似し、それまで何千ものさまざまな事件において裁判所により参照されていたロシア連邦最高裁判所決議第 5 号及び 2009 年 3 月 26 日の「ロシア連邦民法第 4 法典の施行に関連して発生する一定の問題」に関するロシア連邦最高裁判所の全体会議決議第 29 号に置き換わった。

決議第 10 号には 182 の段落が存在し、ロシア連邦法の関連規定を適用する裁判所及び利害関係者にとっての指針としての役割を果たす。決議第 10 号は、ロシア連邦民法第 4 法典

の一般規定と特定の種類の知的財産を扱う個々の章の両方の適用について説明している。その中で最も重要なものだけを取り上げる。

### 1. 排他権の処分に関する問題

i.

最高裁判所は、譲渡契約に一定の制限が含まれる場合に、裁判所が当事者間の関係を再構成できる可能性について検討した。決議第 10 号は、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権を譲渡するための契約であって、知的財産の使用を制限する条件、特に知的財産の使用の範囲/期間/領域を含むものがライセンス契約であるとみなされると述べる。そのような契約をライセンスとして宣言できる可能性がない場合、裁判所は、その契約の全部又は一部を無効にする。

ii.

ロシア連邦民法第 1232 条第 2 項に基づき、契約 (商標、ライセンス、又は担保契約) に基づいて知的財産に対する排他権を譲渡し、付与し、又は質入することは、一部の場合に国家登録の対象となる。例えば、ロシア連邦法のもとで、特許又は商標の譲渡に基づく権利の移転は、Rospatent への国家登録の対象になる。

一部には、知的財産権の付与又は譲渡の国家登録前にライセンス料を支払う被許諾者の義務をライセンス契約又は譲渡契約で規定する場合がある。実際問題として、一部の契約は登録されておらず、その法的結果は明確ではなかった。

この問題に関連して、決議第 10 号は、国家登録されていないものであっても、譲渡、ライセンス、又は質入契約が有効であることを強調している。Rospatent は、契約よりもむしろ、知的財産権の譲渡、付与、又は質入を登録する。例えば、当事者がライセンス契約を結ぶ場合、商標使用権は、その国家登録

時に被許諾者に付与される。一方、契約に基づく責任及び(例えば手数料を前払いする義務などの)義務は、契約が効力を生じたときに発生する。

裁判所は既に決議第 10 号の規定を適用している。例えば、知的財産裁判所の最高会議は、事件第 A40-170593/2018 号における 2019 年 6 月 28 日付の判決において、ライセンス契約に基づく債務及びライセンス料の支払の遅延に対する違約金を回収した。ロシア連邦国防省(許諾者、原告)と有限責任会社(被許諾者、被告)がライセンス契約を締結した。契約に基づき、被許諾者は、契約締結日から 30 日以内にライセンス料を支払う必要があった。被許諾者が、ライセンス料を所定の期間内に支払わなかった。このため、許諾者は被許諾者を提訴した。被告は、知的財産を使用する知的財産権の付与を国家登録した瞬間からライセンス料の支払遅延期間の計算が始まるため、原告による違約金額の計算が誤っていると述べた。

知的財産裁判所の最高会議は、決議第 10 号の規定を参照し、ライセンス料を支払う義務が契約の条項に従って発生し、国家登録とは無関係であると指摘した。

### iii.

知的財産に対する共同所有の使用を規制する一般規定。特にロシア連邦民法第 1229 条第 3 項によれば、知的財産に対する排他権が複数の者に共同で属する場合は、本法に別段の規定があるか又は権利所有者間に別段の合意があるときを除き、各権利者は、その成果又は手段を自己の自由裁量により使用することができる。共同で排他権を所有する者の間の関係は、彼ら相互間の合意により決められる。

しかしながら、ロシア連邦民法には、知的財産の共同所有に関する包括的な規則が存在しない。したがって、実際には、共同所有に関連する問題がしばしば発生し、その一部

が決議第 10 号に基づき決定される。決議第 10 号は次のように規定する。

- ・ 知的財産権の共同所有者は、知的財産権の持分を分割又は配分する権利を有さない。したがって、どの共同所有者にも持分を個別に売却する権利はない、
- ・ 各共同所有者による共同知的財産を保護する権利を共同所有者間の合意により制限又は阻止することはできない、
- ・ 共同所有者は、共同知的財産権に対する補償の分配をその合意により決定することができる、
- ・ 共同所有者は、契約により別段の合意があるときを除き、特許を更新又は早期終了する決定を共同で行う。

### iv.

最高裁判所は、知的財産の出資手続に関連する問題を規制している。このような場合には、これまで、株主が創業者契約と、譲渡契約又はライセンス契約の両方を締結する必要があった。これは文書の重複につながった。現在、決議第 10 号に基づき、知的財産の形で出資するために別の契約を締結する必要はない。

### v.

ロシア連邦民法第 1238 条第 1 項に基づき、許諾者の書面の同意により、被許諾者は、契約に基づき知的活動の成果又は識別手段を利用する権利を他人に対し付与することができる(再使用許諾契約)。ロシア連邦民法は、同意を撤回する許諾者の権利を規定していない。

決議第 10 号は、知的財産の再使用許諾に対する許諾者の同意について原使用許諾に規定してもよいと述べる。許諾者は、それにより生ずる損失に対する補償が伴えば、知的

財産の再使用許諾への同意を再使用許諾契約の実施前に取り消すことができる。

vi.

ライセンス契約において、知的財産の使用範囲に応じたライセンス料をロイヤリティとして規定し、合意した額のライセンス料が支払われる可能性がない場合が多い。実際問題として、収入が得られなかった場合、許諾者が支払を要求する可能性があるため、この問題に関連する紛争の発生につながる可能性がある。決議第 10 号は、使用範囲に応じたライセンス料をライセンス契約によりロイヤリティとして決定した場合、許諾者が、知的活動の成果又は識別手段の不使用により生じた損失に対する補償を要求し、ライセンス契約も終了させることができると定められている。

vii.

まだ創作されていない知的財産の譲渡契約又はライセンス契約の有効化をめぐって不確実性が存在した。

決議第 10 号は、商標又はライセンス契約の主題が、将来創作される（発生する）知的財産権であってもよいと定めている。決議第 10 号は、そのような契約の条項は、知的財産権の譲渡又は付与時に知的財産の種類を明示的に特定する必要があると規定している。しかしながら、知的財産権は、契約で定める時点で譲渡又は付与される。ただし、これは、そのような権利が発生する時点よりも前であってはならない。知的財産に対する排他権の譲渡又は付与が国家登録を条件とするような契約に基づいて行われる場合、知的財産権の譲渡又は知的財産の使用権の付与は国家登録の時点で効力を生ずる。

したがって、決議第 10 号により、まだ作成されていない知的財産について予備的な契約を締結することなく主契約に署名することが可能になった。

## 2. 知的財産権保護をめぐる一般的な問題

i.

裁判所には、決議第 10 号が採択されるまで、インターネット上で公開された情報を証拠とした場合の形式に関する共通見解が存在しなかった。一部の裁判所では、インターネットページの公証された検査手順を提供するよう求める一方、それ以外の証拠を受諾していなかった。その分、このプロセスがさらに困難かつ費用がかかるものになっていた。最高裁判所は、決議第 10 号において、知的財産権侵害に関連する事件における一定の証拠の許容性をめぐり一定の問題を明確にしている。特に、次の証拠が許容される。

- ・ インターネット上に投稿された内容（スクリーンショット）を示す印刷された画像であって法的手続に関与する当事者により作成され、認証されているもの
- ・ 小売販売契約に基づく模倣品の違法な頒布を確認できる音声又は動画記録。そのような証拠は、その行為が記録されている者の同意なく容認可能とみなされる。

決議第 10 号は、裁判所が被告に不利な一定の証拠を被告に直接要求できると規定する。例えば、特許権、実用新案権、又は意匠権侵害に関する原告の合理的な推定の場合であれば、原告の知的財産の違法使用を確認できる文書が要求される場合がある。裁判所の要求による被告からの証拠の入手はこれまで、（ロシア連邦憲法第 51 条の広範な適用範囲のため）例外的な場合にのみ行われていた。

ii.

裁判所は、知的財産権侵害に関する一つの事実の判断という問題をさまざまな方法で解決してきた。決議第 10 号は、知的財産権侵害が一人の侵害者の意図によるものであ

る場合、そうした侵害を含む複数の商品の流通が、一つの知的財産権侵害とみなされる旨を規定している。

裁判所は決議第 10 号のこの規定を既に適用している。例えば、ロシア連邦第 2 控訴裁判所は、事件第 A28-10349/2018 号における 2018 年 9 月 13 日付の判決において、小売販売契約に基づく商標権所有者の同意のない、商標を含む複数の商品の販売が一つの商標権侵害であると宣言した。裁判所は、模倣品が一つの契約に従って購入された点を指摘した。

これにより、唯一の侵害者の意図が証明されない場合、知的財産権の所有者による同意のない知的財産を含む商品の売買契約(交換契約、贈与契約など)のそれぞれを独立した知的財産権侵害とみなすべきである。

決議第 10 号は、唯一の侵害者の意図が証明された場合、模倣品の量を侵害の度合いを示す証拠とみなし、裁判所が賠償額を決定する際にこれを考慮すべきであると指摘している。

### iii.

決議第 10 号は、知的財産権侵害者の決定について明確化している。

権利所有者の命令又はその指示による知的財産の使用は、権利所有者の知的財産権により保護され、そうした場合にはライセンス契約が必要とされない。例えば、出版社の命令による印刷作業又は知的財産権所有者との契約に基づいた製品の製造は、ライセンス契約なしに実行できる。

それでも、侵害者の命令又は指示に基づく知的財産の使用は、同様に知的財産権侵害とみなされる。

## 3. 著作権法

### i.

写真を引用できるかどうかの問題にはこれまで議論の余地があった。決議第 10 号は、ロシア連邦民法第 1274 条により、引用目的により正当化される範囲での学術、討論、評論又は情報を目的とする原著作物及びその翻訳の引用が許されると述べている。したがって、写真の引用も可能である。

### ii.

実際問題として、ソフトウェアを含むコンピューターその他の装置のリースに関する問題が提起されている。

決議第 10 号によれば、ソフトウェアがインストールされたコンピューターのリースはソフトウェアの使用だとみなされる。したがって、インストールされたソフトウェアの使用権が賃貸人不在の場合には、そのコンピューターのリースは許されない。しかしながら、ソフトウェアがリース契約の主対象ではない場合(例えば、自動車その他の家庭用の技術的に洗練された商品のレンタルなど)、そのような使用はソフトウェアの使用とはみなされない。

## 4. 特許法

### i.

ロシア連邦民法は、発明、実用新案、又は意匠を許可なく物、方法、又は商品に直接使用する行為がそれぞれの特許権に対する侵害とみなされると規定する。この点に関して、決議第 10 号は、発明、実用新案、又は意匠を製品又は物品を製造するための(プロジェクト文書を含む)文書、又は方法を実施するための文書にのみ使用する行為が特許権侵害とはみなされない点を強調している。しかしながら、そのような文書を使用した製造行為が 1 回でも行われれば、排他権に対する侵害とみなされる。特許に含まれる発明のクレームの独立した項目に記載された発明の各特徴、又はそれと同等の特徴が製品に含まれるか又は方法がそうした特徴を使用してお

り、そのことが発明の優先日前に当該技術分野においてそうであると知られるに至った場合に不正使用が発生する。

ii.

ロシア連邦民法のもとでは、雇用義務を遂行する従業者に関連して又は使用者から与えられた課題を完成させている従業者に関連して発明、実用新案又は意匠が創作された場合、職務上の発明、実用新案又は意匠（「職務発明」と総称）であるとみなされる。今日では、職務発明に対する知的財産権に関する企業と元従業者との紛争の数が増えている。決議第 10 号は、職務発明に関する一定の問題を規定している。決議第 10 号は、一定の種類 of 知的財産の創作が雇用義務に含まれること、又はそのような知的財産を創作する任務が使用者により与えられていたことを使用者が証明すべきであると規定している。

しかしながら、決議第 10 号は、使用者の金銭的、技術的又はその他の物質的な手段を利用したものの、職務外又は使用者から与えられた具体的な任務外で従業者により創作された発明、実用新案又は意匠を職務上の知的財産であるとみなすべきではない点を強調している。

iii.

職務上の発明、実用新案、又は意匠が他の者に譲渡された場合でも、使用者は依然として発明をなした従業者に報酬を支払う義務を負う。職務上の発明、実用新案、又は意匠を創作した従業者への報酬は、特許の有効期間中支払われる。特許が早期に終了した場合、報酬の支払も中止される。それでも、決議第 10 号は、報酬を支払わない目的で特許を意図的に早期終了させた場合には、発明した従業者が損失の弁償を使用者に請求することができる」と規定する。

iv.

ロシア連邦民法第 1376 条第 2 項のもとで、実用新案のクレームは、単一の技術的解決に関連し、実用新案の本質的特徴の組合せを含むものとする。決議第 10 号は、「本質的特徴」の意味に関するロシアのそれまでの特許実務を調和させる。決議第 10 号は、本質的特徴により、実用新案に従った技術的成果が達成されるよう確保され、本質的特徴がなければ、技術的成果を達成できないと定めている。クレームは、技術的成果を達成するために必要な本質的特徴を一式のみ含むものとする。したがって、実用新案のクレームには、それぞれが技術的成果の達成に影響する代替的特徴を含めてはならない。

v.

ロシア連邦民法第 1361 条第 1 項に従い、発明、実用新案又は意匠の優先日より前に同一の解決手段若しくは当該発明と均等な特徴が異なるのみの解決手段を創作者とは独立して着想しかつロシア連邦領域内において善意で使用していたか又は当該使用のために必要な準備を行っていた者は、使用範囲が拡大されないことを条件として、当該解決手段を更に無償で使用する権利（先使用权）を有する。

決議第 10 号は、被疑侵害者が抗弁として先使用权を宣言できる場合に関する幾つかの重要な問題を規定している。決議第 10 号は、ロシア連邦民法第 1361 条第 1 項に規定されている必要な準備が、一定の事業の、客観的に判断して成功裏に実施することが可能であるような解決手段を実施するための手続を決定する技術的段階で、解決手段を使用することをある者が意図していることを意味すると定めている。一方、商品の製造への技術の直接の実施や一定の方法の適用に関連しない学術その他の研究は、同一の解決手段を使用するための必要な準備を構成しない。

決議第 10 号は、先使用権が、優先日より前に達成した使用範囲を拡大することなく、指定された範囲内でそのような同一の解決手段を使用する権利である点を指摘している。したがって、先使用権に関する全ての場合において、裁判所がそのような使用の範囲を決定する。

## 5. 商標

### i.

商標権による保護が発生する瞬間に関する裁判所の定義はそれまで異なっていた。決議第 10 号は、当該権利が商標の登録後に発生すると定めている。したがって、商標出願の出願日から商標の登録日までの期間中における第三者によるその商標と同一又は類似の標章の使用は、商標に対する排他権の侵害とは一切みなされない。それまでは、商標出願の出願日から商標の登録日までの期間中に商標所有者の同意なくその商標と同一又は類似の標章が使われた場合に、裁判所が商標権侵害を宣言する場合があった。

### ii.

裁判所は、広告を目的としたインターネット検索エンジンのキーワードとしての商標の使用に関する問題を異なる方法で解決した。知的財産裁判所の最高会議は、事件第 A40-167611/2018 号における 2019 年 4 月 25 日付の判決において、広告を目的としたインターネット検索エンジンでの他人の商標と同一又は混同を生ずるほど類似するキーワードの使用が商標権侵害であるとはみなされないと述べた。知的財産裁判所の最高会議は、商標の適切な使用が、商品又は役務を識別するための使用であると指摘した。しかしながら、決議第 10 号では、広告主による広告を表示するための基準としての、他の者の商標又は類似の商標からのキーワード(フレーズ)の使用が、商標権侵害ではないとして

も、不正競争を構成する可能性があると述べる。

### iii.

決議第 10 号により、法人が再編される場合の知的財産権の移転に関する問題が解決された。法人が再編される場合には、決議第 10 号に従い、知的活動の成果又は識別手段に対する排他権が、包括継承により、知的財産権所有者との別な契約に署名することなく、新法人に譲渡される。知的財産権は、再編に関する情報を統一国家法人登録簿に入力した瞬間に移転する。

決議第 10 号の規定に基づいた裁判所の新たな実務を既に目することができる。例えば、知的財産裁判所の最高会議は、事件第 C И П-653/2018 号における 2019 年 6 月 7 日付の判決において以前の判決を取消し、再審理を行わせるために事件を差し戻した。

企業 A は商標に対する排他権を所有していた。企業 A は法人の分割により 2014 年に再編された。部門間のバランスに従い、その商標は新企業 B に帰属した。企業 B の出願に応じ、Rospatent は新たな商標所有者の名称を登録した。その後、企業 B は商標権侵害者である企業 C を提訴した。被告は、企業 A と企業 B が商標に対する排他権の譲渡契約に署名していないため、商標に対する知的財産権が企業 B に移転していないと主張した。

知的財産裁判所の最高会議は、ロシア連邦民法第 58 条第 3 項に基づき、法人が分割された場合、その権利と義務が、部門間のバランスに応じて、新法人に引き渡されると指摘した。法人の再編の場合、知的財産に対する知的財産権は、権利所有者との契約を締結せずとも移転する。したがって、企業 B は商標権所有者であり、商標を保護するための救済措置を利用できる。

## 6. ノウハウ (営業秘密)

i.

裁判所は、2004年7月29日付の連邦法第98-FZ号により規定されるように商業上の秘密の制度を維持することが要求されていたノウハウ（営業秘密）に対する権利保護に関係する訴訟を審理してきた。前記制度は、ノウハウの秘密を維持するための必須措置であるとみなされた。

一方、決議第10号は、商業上の秘密の制度を採用することが、ノウハウが保護されるための必須条件ではないと規定する。知的活動の成果に関する情報の権利所有者がその情報の機密を保持するための合理的な措置を講じた場合、そのような情報はノウハウの制度に基づいて保護されているとみなされる。したがって、営業秘密の制度は、ノウハウを保護できる可能性のある方法の一つだと考えられる。

ロシア連邦法は、営業秘密の制度を導入するために以下の措置を実施するよう要求している。営業秘密を構成する情報のリストの作成、そのような情報へのアクセスの制限、営業秘密を構成する情報にアクセスできる者の詳細な記録、雇用契約及び民法上の契約に基づき従事する人々による営業秘密を構成する情報の使用に対する規制、「営業秘密」であることを示す標章を物理的メディアに添付し、そのような情報の所有者を明示すること。

ii.

最高裁判所は、決議第10号において、ノウハウ（営業秘密）が開示された場合、秘密情報を開示した一切の個人又はロシア連邦、ロシア連邦構成体及びその自治体を含む一切の法人がこれに責任を負うことを確認した。

（取りまとめ：ジェットロ・デュッセルドルフ事務所）

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Egorov Puginsky Afanasiev & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェットロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェットロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。